

平成26年度 やまぐち総合教育支援センター単独研究

スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用した、
困難事例への組織的対応に関する研究
－「かかわる・つなぐ・ひらく・みまもる」支援の実際と活用－

ふれあい教育センター
子どもと親のサポートセンター

目 次

I	研究の意図	1
1	研究の背景	1
2	研究の目的	1
II	研究の内容	1
1	SSWの活動の状況	1
2	解決に至った事例の分析と考察	2
(1)	事例の分析	2
(2)	事例の考察	17
3	SSW活用マニュアルの作成	17
III	研究のまとめ	18
1	研究の成果	18
2	今後の課題	19
	引用文献・参考文献	19
	担当者	19

I 研究の意図

1 研究の背景

平成25年10月の山口県教育振興基本計画では、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、知識基盤社会の到来等に伴い、家庭や地域社会の変容、個人のライフスタイルの多様化など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化していると指摘している。このような子どもたちを取り巻く環境の変化は児童生徒の意識に変化をもたらし、暴力行為、いじめ、不登校といった問題行動等につながっていると考えられている。

山口県においては、不登校児童生徒数はここ数年減少傾向にあるものの、問題行動（暴力行為、いじめ等）は減少しておらず（図1）、これら行動上の問題を抱える児童生徒の支援を行う際には、地域、学校、家庭、友人関係等の児童生徒が置かれている環境全体に働き掛けていくことが必要である。

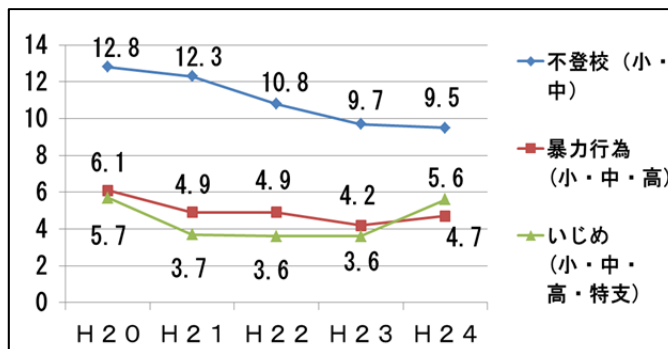


図1 山口県の公立学校における児童生徒1000人当たりの不登校児童生徒数、暴力行為発生件数、いじめ認知件数^{*1}

中でも、家庭が抱える問題の改善には福祉に関する専門的な知見が必要であり、山口県では問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、平成20年度からスクールソーシャルワーカー（以下、S S W）を活用した取組を推進してきた。S S Wによる家庭支援が充実し、その成果が上がってきている中で、市町が独自にS S Wを雇用するなど、その必要性は年々増してきているといえる。しかしながら、S S Wの職務内容や活用の仕方について、学校、保護者に認識・周知されておらず、効果的に活用するに至っていないことも課題として挙げられる。

そこで、以下のような目的で、本研究を進めていくこととした。

2 研究の目的

S S Wの活用事例を分析することを通して、S S Wの組織的かつ適切な活用方法を明らかにし、学校の課題解決に向けたS S Wの効果的な活用の促進に資する。

II 研究の内容

1 S S Wの活動の状況

平成20年度にやまぐち総合教育支援センター（以下、センター）にS S Wが配置されてからの相談状況は図2のようになっている。相談の形態には、電話相談をはじめ、相談者が来所する形での来所相談、センターのS S Wが学校からの要請を受けて、直接学校や家庭等に相談に行く要請相談がある。

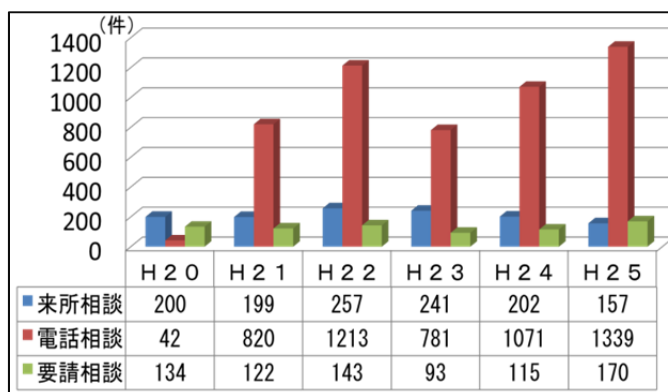


図2 S S Wの相談状況

要請相談についてはこれまでで、年平均130回に上っており、校種別の要請相談実施数は図3のようになっている。平成22年度から県の不登校未然防止専門家派遣事業によってS S Wが市町教育委員会に配置され、義務教育学校関係（特に小学校）については対応回数が減少してきている。

一方、市町教育委員会配置のS S Wでは対応できない高等学校や特別支援学校からの要請が増えている。また、この他に平成25年度から、センターのS S Wはエリアスーパーバイザーとして、市町教育委員会配置のS S Wへの専門的助言・支援も行っており、市町教育委員会への要請相談も実施している。

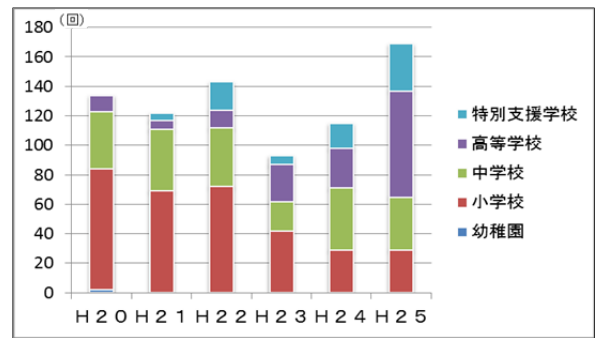


図3 S S Wの校種別要請相談実施数 (延べ数)

平成25年度の170件の要請相談の主訴を整理すると図4のようになっており、不登校や問題行動、しつけ・家庭教育に関する相談の割合が高い。不登校の背景には家庭の問題が大きく関与している場合が少なくない。また、しつけ・家庭教育は、虐待等の家庭の問題に起因することも多い。これまでS S Wが支援に関わったケースの相談状況をまとめると表1のようになる。問題が解決又は支援中であるが好転したケースは平成20年度から25年度までの平均で77%に上る。しかし、近年難しいケースが増えており、なかなか状況が好転せず、年度が変わっても相談が継続するようなケースが多くなってきている。

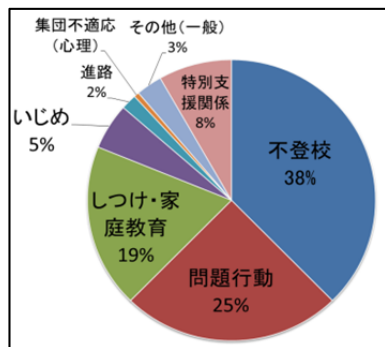


図4 要請相談主訴

表1 S S Wの相談状況

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
支援対象幼児児童生徒数	50人	58人	49人	35人	44人	63人
相談状況	解決34人 好転 4人 →76%	解決47人 好転 7人 →93%	解決32人 好転 9人 →84%	解決14人 好転11人 →71%	解決14人 好転19人 →75%	解決19人 好転22人 →65%
	継続12人	継続 4人	継続 8人	継続10人	継続11人	継続22人

2 解決に至った事例の分析と考察

(1) 事例の分析

S S W活用の状況について、多くの事例の中から、問題が解決又は好転したものを校種及び主訴（不登校、いじめ、虐待等）ごとに選び、事例の分析を行った。

ア 事例の分析方法

高等学校1年生男子生徒の不登校の事例を基に手順を説明する。なお、本事例も含め、全ての事例について個人情報保護の観点から一部変更を加えている。

(ア) 事例の概要の整理

まず、S S Wを要請するに至った概要を文章で表し、図5のようなエコマップ（家族・社会関係図）を作成して支援を必要とする対象児童生徒を取り巻く全体像が分かるようにした。エコマップではどこにストレス関係があるかを短い何本かの平行線で示しているが、不足している情報は箇条書きにして整理した。図5は次のような事例である。

本人、母親の二人世帯。本人は、高校入学後1週間ほど登校したが、それ以降ほとんど登校していない状況である。学級担任が家庭訪問したり、電話をかけたが、本人と連絡が取れなかった。母親が無職で生活保護を受給しており、金銭的に苦しい状況にあるにもかかわらず、本人は日中ゲームセンターに入り浸っていた。また、母親から担任

に本人の暴力についての相談もあり、関係機関との連携が必要とされた。さらに保護者への福祉的支援が必要と考えられたため高等学校がS S Wを要請した。

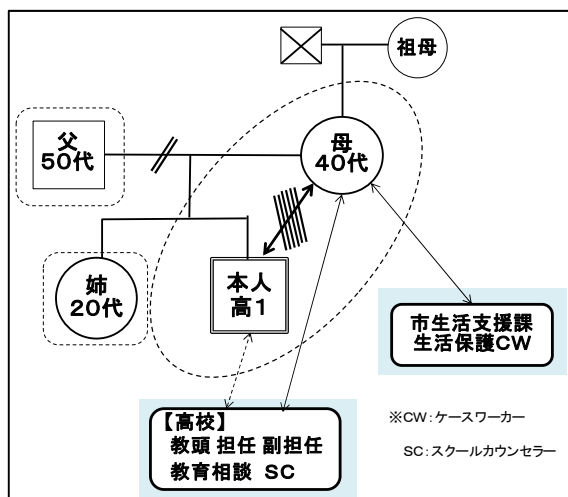


図5 概要のエコマップ

(S S Wが聞き取った情報)

- ・父親とは数年前に離婚しており、連絡が取れなかった。
- ・母親には知的障害があり、担任との電話のやりとりでは理解に時間がかかった。
- ・本人はこのまま欠席が続けば原級留置が確定する状況であった。
- ・入学後間もないため、本人に関する情報が少なかった。
- ・他県に住む20代の姉がいる。

(イ) 児童生徒及びその保護者が抱える課題の明確化

整理した概要を基に、事例の中で対象児童生徒とその保護者の抱えている課題を明確にした。エコマップでストレス関係を表すことで、課題となる部分を焦点化することができる。

この事例での児童生徒及びその保護者が抱える課題は以下の3点であった。

- ※本人の母親に対する暴力がある。
- ※母親への支援者が少ない。
- ※本人は不登校で、日中ゲームセンターで金銭を自由に使っている。

(ウ) 支援経過の整理

次に、S S Wを活用した支援について、四つの視点（かかわる・つなぐ・ひらく・みまもる）を基に経過を整理した。この四つの視点については、平成24年3月に山口県教育委員会が発行したスクールソーシャルワーカー（S S W）実践事例集に掲載された「かかわる・つなぐ・ひらく・みまもる」を参考に定義付けをしたものである。「かかわる」とは、学校だけで課題を解決することが困難な事例に対し、S S Wが支援に介入することを表す。「つなぐ」とは、S S Wが専門的な知見をもつ関係機関のパイプ役となり、児童生徒及びその家庭を支えるネットワークを構築すること、あるいは課題の解決に向けて保護者と学校との関係を再構築することを表す。「ひらく」とは、校内の関係者による校内ケース会議や関係機関を集めて行う連携ケース会議（以下、ケース会議）での支援方針や支援目標を基に、課題を抱える児童生徒及びその家庭への支援を開始することを表す。「みまもる」とは、学校を中心とした関係機関が共通理解を図りながら経過を見ていくこと、あるいは支援が適切に行えているか、また支援が機能しているかについて、評価・改善することを表す。

それぞれの視点での支援経過は、最初のエコマップを基に加筆修正しながら表し、S S Wが支援に介入することで、学校、家庭、関係機関とのネットワークがどのように変化していったかが分かるようにした。また、支援の実際が分かるように必要な情報を文章で表した。この事例では、参考としてケース会議で検討された支援方針も掲載している。

【かかわる】 ケース会議への参加

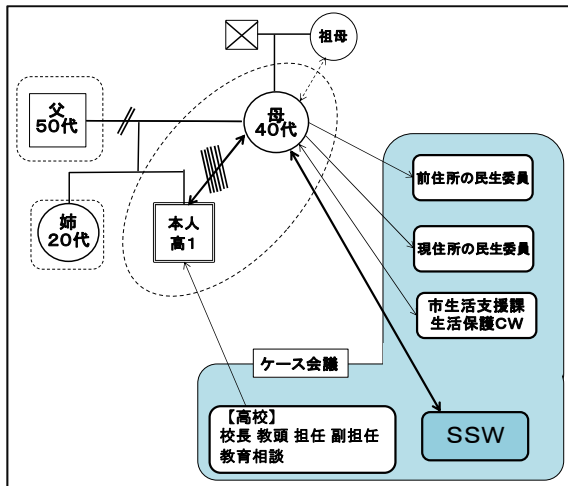


図6 「かかわる」エコマップ

- ・ S S Wは、情報を共有するために、ケース会議の開催を提案した。
- ・ 家庭の状況を知るために、S S Wは市の生活支援課に参加を依頼するとともに、家庭に関する地域での情報を得るために、現住所、前住所の民生委員に参加を依頼した。
- ・ 会議では、本家庭を支援するための支援方針①を決めた（表2）。
- ・ 会議後、学校の紹介ですぐにS S Wが母親から直接聞き取りを行い、以下のことが分かった。

※父親から母親や本人への暴力があり、そのために離婚した。
 ※母親は実家の近くに転居したが、祖母との関係は疎遠になっていた。
 ※本人は母親にゲーム代を要求し、暴力を振るうこともあった。

- ・ 本人から母親への暴力があるため、警察との協議の必要があり、二回目の連携ケース会議を開催することを学校に提案した。

表2 ケース会議による支援方針①

支援方針	担当機関等	具体的な役割
本人の復学等	学校	・ 本人の意思確認をする。
生活保護費の受給	市生活保護CW	・ 生活保護費受給等に係る制度及び手続きについての支援を行う。
家庭の安定	民生委員	・ 本家庭に関する現状の把握及び緊急時の初動対応等についての情報の共有をする。

【つなぐ】 ケース会議（二回目）への参加

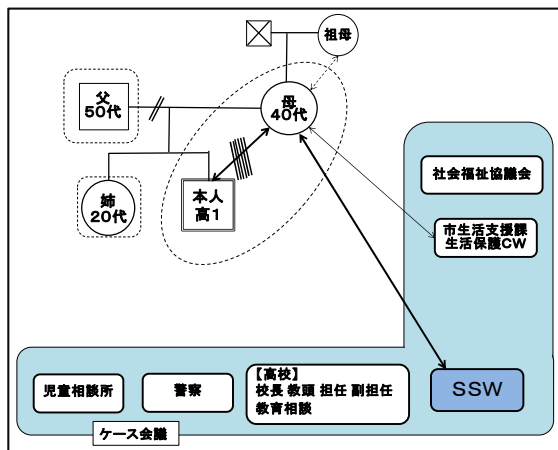


図7 「つなぐ」エコマップ

- ・ 警察、児童相談所、市生活支援課、そして母親の地域福祉権利擁護事業（障害のある人が地域で安心して生活できるように社会福祉協議会が支援する制度）の活用を考慮して社会福祉協議会が参加した二回目のケース会議を開催し、支援方針②を決めた（表3）。
- ・ S S Wは本人による母親への暴力について各機関と共通理解を図り、今後の対策を立てた。

表3 ケース会議による支援方針②

支援方針	担当機関等	具体的な役割
本人による暴力への対応	警察	・ 母親が逃げ込んだ際に、児童相談所につなぐ。
	民生委員	・ 母親から相談があれば、警察に相談することを勧める。 ・ 本人の暴言、暴力等はないか、声掛けをする。

本人による暴力への対応	児童相談所	・警察から母親への暴力について連絡が入った際、本人の一時保護を行う。
	児童養護施設	・母親と切り離れた方がよいと判断された場合は、本人の入所措置を行う。
母親の生活支援	社会福祉協議会 S S W	・母親に地域福祉権利擁護事業の活用を促す。
	障害者生活支援センター 福祉サービス事業所	・母親の自立した生活を支援する。

〔ひらく〕支援計画の実行

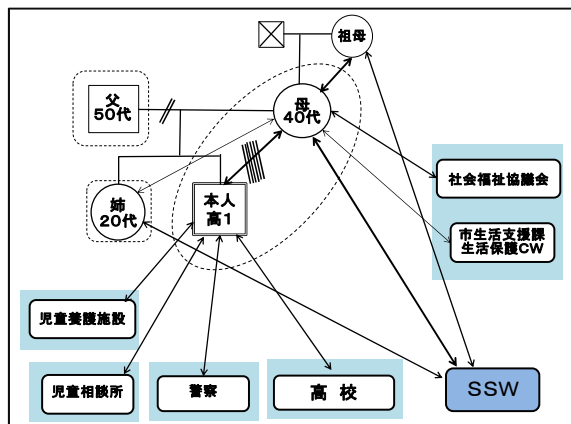


図8 「ひらく」エコマップ

- ・二回目のケース会議後、本人が母親に対して暴力を振るったため、母親がすぐに警察に連絡し、児童相談所を通じて本人の児童養護施設入所措置をとることとなった。
- ・高校側は退学を提案したが、退学すれば児童養護施設から自宅へ帰ることになり、母親への金銭要求や暴力が継続する恐れがあること、また本人に復学の意思があることから、S S Wが母親、本人、高校、児童相談所、児童養護施設との話し合いを提案し、本人の復学が了承された。

- ・母親に地域福祉権利擁護事業活用を勧めるため、S S Wは祖母や県外に住んでいる姉と連絡を取り、協力して母親の説得に当たった。母親は事業の活用を開始した。

〔みまもる〕本人の復学、母親の生活安定

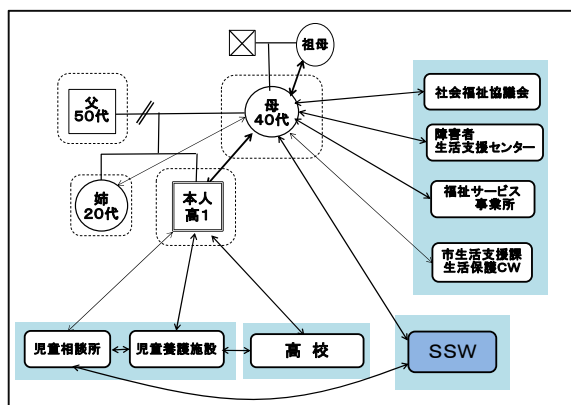


図9 「みまもる」エコマップ

- ・本人と母親を切り離したため、母親への暴力は一切なくなっている。
- ・本人は原級留置となったが、復学することができ、児童養護施設から毎日登校している。
- ・母親は社会福祉協議会の障害者生活支援センターを通して、福祉サービス事業所で働いている。
- ・学校、児童養護施設、児童相談所と連絡を取りながら、本人と保護者の経過を見ている。

(I) 解決につながったポイントの整理

四つの視点それぞれに、課題解決につながっていったポイントを、主にS S Wの関わりを中心に抽出してまとめた(表4)。

表4 解決につながったポイント

かかわる	○ S S Wがケース会議に参加することで、支援方針と役割分担が明確になった。 ○ 学校がもっていた情報を基に、S S Wが直接母親にアプローチした。
つなぐ	○ 本人の暴力や母親の障害への対応のため、関係機関を集めた二回目のケース会議に参加し、支援方針を立てた。
ひらく	○ 支援方針に沿って関係機関が母子に関わったことで、本人は児童養護施設へ入所し、母親は地域福祉権利擁護事業を活用することになった。
みまもる	○ 学校、児童養護施設、児童相談所と連絡を取りながら、本人と母親の様子を共有している。

(オ) 組織的対応を図式化したモデルの作成

事例によって家庭環境や関わっている関係機関が異なるため、それぞれの事例について組織的対応を図式化したモデルを作成した。このモデルでは、S S Wが働き掛けた学校・家庭・関係機関との関わりを太い矢印（ \longleftrightarrow ）で示し、ネットワークの構築の様子が分かるようにしている。問題の解決に向けて、学校が各関係機関等とどのように連携していけばよいか、事例ごとの特徴が捉えやすくなるよう整理した。

この事例での組織的対応モデルは図10のように表すことができる。母親を支援するために複数の人や機関が関わる必要があり、そこにS S Wが深く関わったことが分かる。

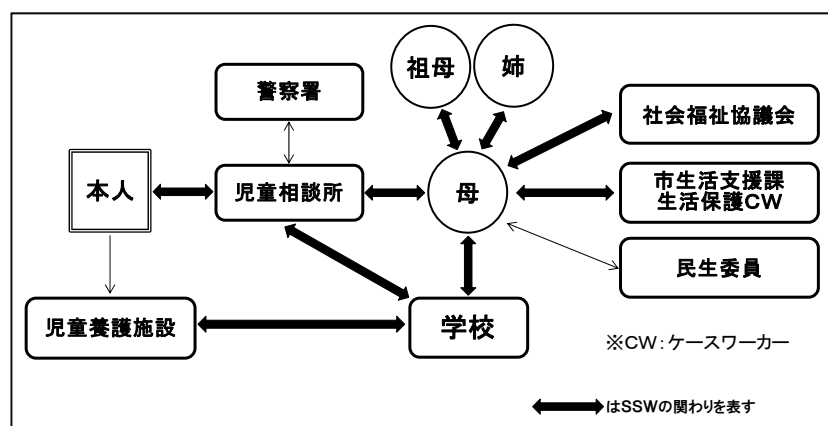


図10 事例の組織的対応モデル

(カ) 分析

(ア)～(イ)を基にして、S S Wの役割、学校の役割を中心に分析を行った。

この事例では、母親の支援にS S Wが大きく関わった。本人の母親に対する暴力への対応、そして母親への生活支援を行うために、必要な機関と速やかに連携を取り、連絡・調整を行った。そのため、緊急の事態にも関係機関が連携して対応することができた。また、当初は本人への対応に消極的であった学校も、「復学したい」という本人の意向を大切にし、児童養護施設で安定した生活を送ることができるようになった本人に対して、補習を行うなどの支援を行った。S S Wが、学校、児童養護施設、児童相談所と連絡を取り合うことで情報を共有し、適時に適切な支援を行うことが、本人と母親の関係の安定につながった事例である。

イ 支援事例

分析した事例を以下に示す。なお、それぞれの事例の経過は、**事例〇**と表示しているところからリンクしたページに移動するようにしている。

(7) 事例1（小学校1年生女子児童 主訴：不登校）

情報を集約し、複数の関係機関と連携した支援へと発展させることで解決に至った事例

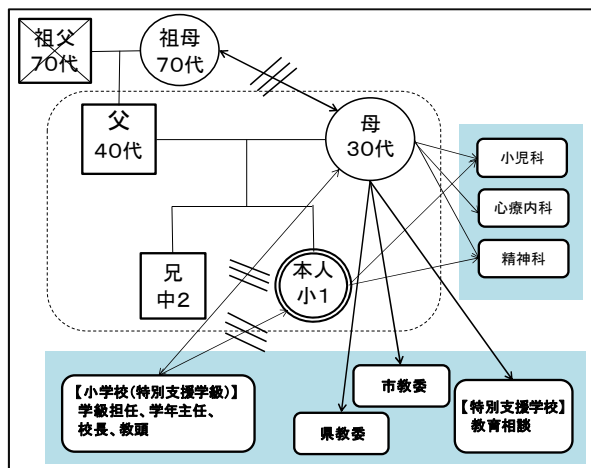


図 11 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、父母と兄の四人世帯。本人は知的障害を伴う自閉症の診断がある。幼少期から園や家庭生活で不適応が続き、小学校の特別支援学級に入学してからも、パニックや自傷行為が絶えなかった。父親は子どものことは母親に任せきり、父方の祖母は子育てに口うるさく、母親と対立しており、母親は孤立していた。本人は2学期の半ばから不登校状態になった。母親は、不登校は学校側の問題という捉え方をしており、県や市の教育委員会、

特別支援学校や病院への相談を頻繁に行い始めた。小学校はこの家庭への支援を検討するためにケース会議の開催を決定し、S S Wの派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・本人の家庭や学校での不適応状況への対応が難しい。
- ・母親は孤立的な状況により精神状態が悪化している。

〔経過（別紙**事例1**）〕

表 5 解決につながったポイント（事例1）

かかわる	○母親の許可を得て、病院からの情報を集約した。 ○学校が主催したケース会議で、今後の支援について共通理解を図った。
つなぐ	○会議後すぐに家庭訪問を行い、父親、祖母からもしっかり話を聞いた。 ○家庭に相談機関を紹介した。
ひらく	○医療機関への受診に同行し、支援の方向性について共通理解を図った。
みまもる	○家庭と定期的に連絡を取りながら支援を継続している。

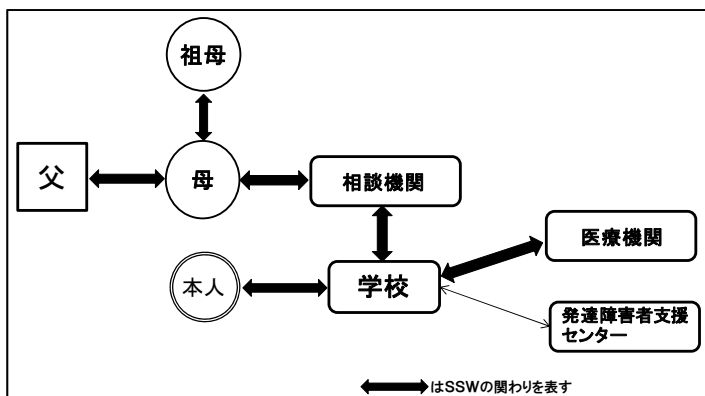


図 12 事例1の対応モデル

〔分析〕

S S Wが「ひらく」で支援の方向性について医療機関と学校で共通理解を図ったことで、学校と母親との関係を再構築することができた。学校はS S Wと共有した情報を生かし、本人への具体的な支援を実行することで、本人の学校生活が安定し、家庭とのやり取りも前向きな内容に変容し、信頼関係を築くことができた事例である。

(イ) 事例 2 (小学校 5 年生男子児童 主訴：不登校)

母親、本人への関わりと学校の積極的な対応で解決に至った事例

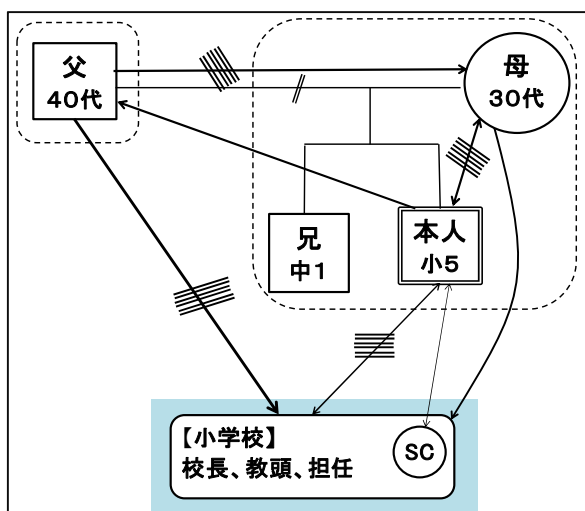


図 13 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、母親と兄の三世帯。母親は前夫とDVが原因で離婚。5年生になって、週の半分以上欠席するようになった。母親は本人の不登校と父親のことで学校に何度も相談をしていた。本人は登校できたときにSCと話をしており、SCからは本人は父親に愛情を求めているのではないかとされていた。離婚した父親は近所に住んでおり、そのため本人は父親の所に入り浸ることが多く、それも欠席の一因となっていた。父親は本人の一方的な話を聞き、苦情の電話を再三学校にかけて

きており、対応に困惑していた学校は第三者の介入が必要と考えS S Wを要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・本人が愛情不足を感じており、父親に愛情を求めている。
- ・母親は、本人の不登校や父親との関係でかなりのストレスを感じているが、母親を支援する者がいない。

〔経過 (別紙事例 2)〕

表 6 解決につながったポイント (事例 2)

かかわる	○詳しい家庭の状況を把握していた学校から、聞き取りを行った。
つなぐ	○ケース会議に参加し、支援方針を決め、具体的な支援策を立てた。
ひらく	○学校を通じて、支援策を速やかに実行に移した。
みまもる	○今後の支援についての共通理解を図った。

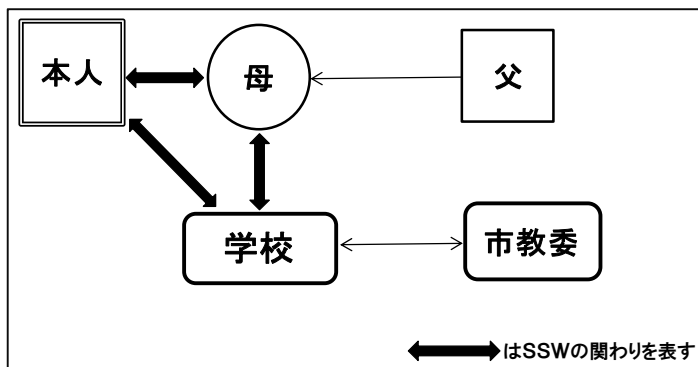


図 14 事例 2 の対応モデル

〔分析〕

この事例では、「かかわる」で学校が家庭の状況について把握できていたことから、S S Wがすぐに母親の支援を始めることができ、母親の相談相手となることで母親は安定した。また、学校はケース会議で決定した具体的な支援策を積極的に進めることで、結果的に早期に課題を解決す

ることにつながった。S S Wの介入は一つのきっかけであり、それをもとに学校が主体的に取り組んだ事例である。

(ウ) 事例3 (小学校5年生男子児童 主訴：いじめ)

母親の思いに寄り添い、信頼関係を築くことで解決に至った事例

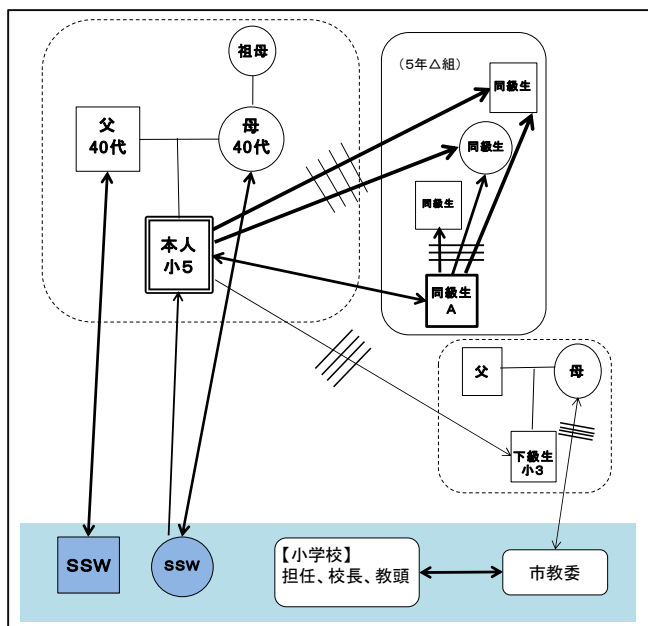


図15 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、父母、祖母の四人世帯。同級生Aと一緒に複数の同級生や下級生に暴力や脅しを繰り返し、被害児童の母親から学校、市教育委員会に訴えがあった。指導後も完全な解決には至らず、被害児童の保護者から加害児童を近づけないようにしてほしいなど学校の対応への要望が出された。加害児童の家族への風当たりも強く、精神的に追い詰められる状況となり、地域を巻き込んだ問題へ発展する事態となった。対応に苦慮した小学校、市教育委員会がSSWの派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・本人は知的障害が疑われ、善悪の判断が難しく、指導後も行動改善に至らない。
- ・母親は情緒不安定になっており、状況判断や理解がうまくできずどう対応したらよいか分からない様子で、具体的な話合いが進められない。
- ・被害児童とその保護者はなかなか改善されない加害児童の様子に不安を募らせている。

〔経過 (別紙事例3)〕

表7 解決につながったポイント (事例3)

かかわる	○父親、母親、本人それぞれとSSWが面談し、事実関係の確認とそれぞれの思いを聞いた。
つなぐ	○必要な関係機関につなぎ、それぞれの立場から必要な対応を始めた。
ひらく	○それぞれの関係機関の役割分担を明確にし、具体的にどのように支援するかを確認した。
みまもる	○学校間の連携の調整を行った。 ○今後の支援方法についての共通理解を図った。

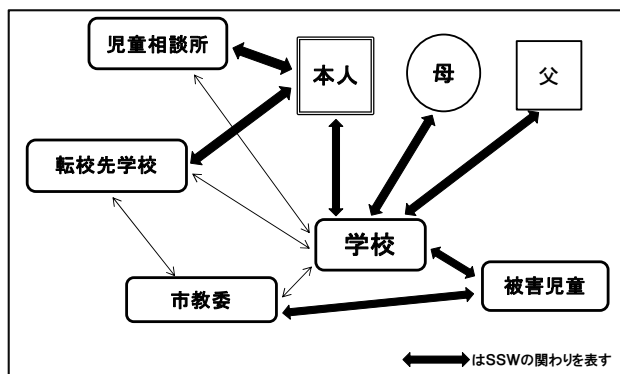


図16 事例3の対応モデル

〔分析〕

SSWが本人家庭に関わり、母親の思いをしっかり受け止め、信頼関係を築いたことで関係機関に「つなぐ」ことができた。学校はケース会議で決めた役割分担に基づき、本人家庭と被害家庭の心理的ケアに管理職を中心に取り組んだ。結果的に転校して環境を変えることとなったが、転校先とも連携して、本人に対する必要な支援が継続して行われたことで解決した事例である。

継続して行われたことで解決した事例である。

(I) 事例4 (小学校1年生男子児童 主訴：虐待)

保護者を医療機関や福祉関係につないで解決に至った事例

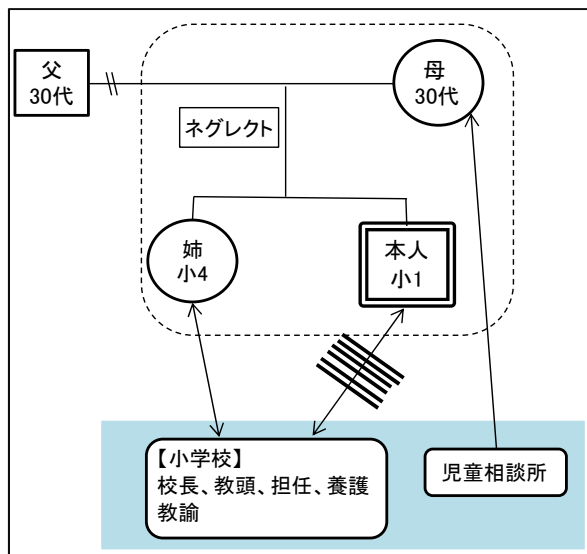


図17 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、母親、姉の三世帯。低学力で授業についていけず、暴言、暴力、危険行為等問題行動が多数出ており、集団不適應の状況で、友だちからも避けられるようになっていた。また、排便の自立もできていなかった。本人の現状から、学校が特別支援学級への措置替えを勧めたが、母親は受け入れようとしなかった。本人の衣服が汚れたままの状態が続き、ネグレクト（育児放棄）の疑いもあり、児童相談所が関わっていたが、本人の状況が改善されないため、小学校がSSWの派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・本人は学級で不適應状態で、担任、養護教諭が関わることに反発している。
- ・ネグレクト状態の改善、家庭環境の立て直しが必要であるが、母親に余裕がない。
- ・母親に負担がかかっているが、福祉サービス等も受けておらず、子育て支援や精神的支援が必要である。

〔経過（別紙事例4）〕

表8 解決につながったポイント（事例4）

かかわる	○学校が早い段階で開催した関係機関とのケース会議に参加し、支援の検討と役割分担を行った。
つなぐ	○母親を医療機関や福祉担当（生活保護）へつないだ。
ひらく	○母親の子育て支援を行い、具体的な行動を提案した。 ○本人の医療機関受診に同行し、医師からの助言をもらった。
みまもる	○学校・家庭・医療機関の継続的な連携を確認した。

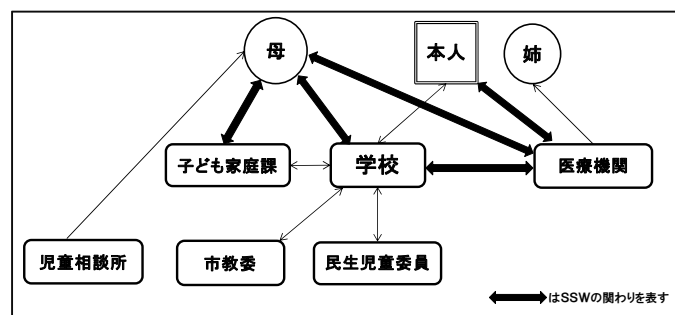


図18 事例4の対応モデル

〔分析〕

この事例では、「かかわる」で、学校が、早い段階でSSWを含め複数の関係機関とのケース会議を開催し、役割分担を行ったことが課題の解決につながった。SSWは必要な関係機関へ母親と同行し、母親の支援を行うことで、母親の子育てに対する意欲を引き出すことができた。

SSWがつないだ連携を生かし、学校が関係機関とも情報を共有しながら本家庭を見守ることができたため、好転した事例である。

(オ) 事例5 (中学校2年生男子生徒 主訴：不登校)

母親の支援を進め、生活環境を安定させることで、状況が改善された事例

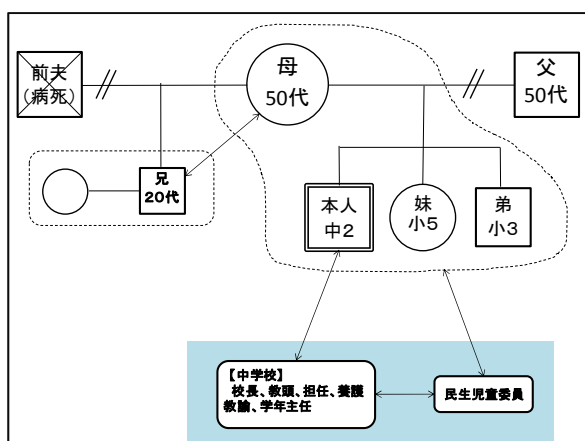


図 19 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、母親と妹、弟の四人世帯。母親は離婚しており、生活保護を受給しているが、たびたび電気料金やガス料金の未納があり、電気やガスが止められていた。そのたびに離婚した父親のところ(別の市)に家族で行くために登校できない状態が続いた。母親には知的障害の疑いもあった。家は大量のゴミが散乱しており、足の踏み場もない状態である。以前から要保護児童としてケース会議が何度も開催されてきており、本家庭に関わってきた

民生児童委員の勧めもあって、中学校がS S Wの派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・ 養育環境が悪く、その結果として本人が登校しない日が増えている。
- ・ 母親は知的障害が疑われ、金銭管理や片付け等が困難な状況にある。しかし、かたくなに家のゴミの片付けを拒否している。

〔経過 (別紙事例5)〕

表 9 解決につながったポイント (事例5)

かかわる	○複数の関係機関を含めてのケース会議の開催を助言した。
つなぐ	○ケース会議に参加し、今後の支援について支援計画と役割分担を行った。
ひらく	○民生児童委員を通じてS S Wが母親との関係をつくり、母親がS S Wのアドバイスを受け入れるようになった。 ○兄と連絡を取り、環境を変えるための協力を得た。
みまもる	○母親への生活面でのアドバイスを継続して行った。 ○本人の学校復帰に向けて適応指導教室を紹介した。

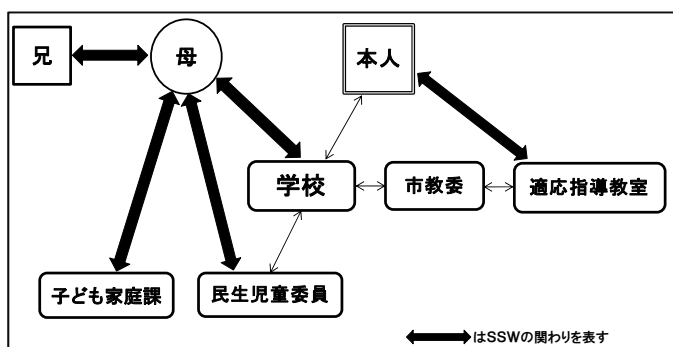


図 20 事例5の対応モデル

〔分析〕

この事例では「ひらく」でS S Wが支援計画に基づき、母親との信頼関係を築くことができたことが、母親の支援、そして家庭の支援につながった。学校が早い段階から民生児童委員と連絡を取り合っ家庭の状況を理解していたことも、より具体的な支援策を立てる上で重要であった。S S Wが介入し、支援計画が立てられてから、早期に改善が進んだ事例である。

(カ) 事例6 (中学校2年生男子生徒 主訴：いじめ)

加害者と被害者の間に第三者として介入し、調整を図ることで解決に至った事例

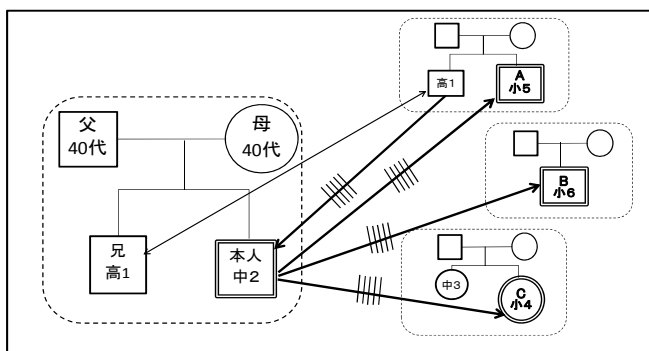


図 21 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、父母、兄の四人世帯。本人は小学校時代に上級生からのいじめを経験していた。上級生の卒業を契機に、本人による下級生へのいじめや暴力、金銭強要等が始まり、数年後に全容が発覚した。被害児童は事実が表面化することを嫌がり、本人の謝罪や学校の働き掛けを拒んだ。被害児童の学年は異なり、被害児童

同士は互いの存在を知らなかった。被害児童は小学校に在籍する下級生だったことから、被害児童と本人の対応に小中の連携を必要とした。また、いじめが原因で不登校になっていた被害児童には心理的ケアも必要で、複数の関係機関が関わるようになった。その調整のために中学校がS S Wの派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・主訴は本人のいじめ加害であるが、発達の課題や過去に受けた被害が背景にある。
- ・事実が表面化するまでに時間が経過し、被害児童が複数だったために、情報の聞き取りや事実確認に時間を要し、本人とその家族は落ち着かない状況が続いている。
- ・謝罪をすることで問題の終結にはならなかった。同一校区に住んでいる被害児童の中には本人を恐がる児童もあり、その保護者から行動を制限する要求がある。

〔経過 (別紙事例6)〕

表 10 解決につながったポイント (事例6)

かかわる	○加害側と被害側双方のケース会議に関わった。
つなぐ	○小学校と中学校の対応に違いがあったため、小中の対応について調整を行った。 ○本人の行動改善のため、支援が受けられる機関につないだ。
ひらく	○本人の家庭に、被害児童に接触しない具体的な方法 (転居すること) を提案した。
みまもる	○受け入れ先の学校や地域を交えてケース会議を開催し、本人の生活基盤を整えた。 ○本人と被害児童との約束事を確認した。

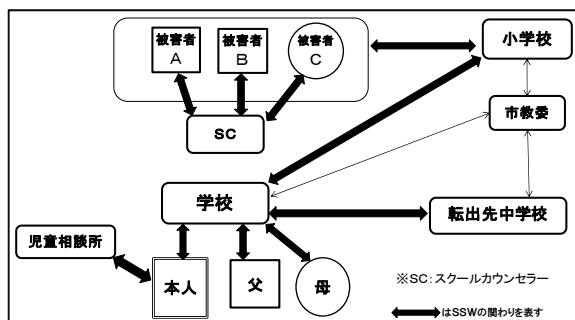


図 22 事例6の対応モデル

〔分析〕

学校は本人のいじめ加害の影響が大きいことから、ケース会議を開催し、関係機関との情報共有を図った。S S Wが「つなぐ」で小中学校の対応について調整し、被害児童及び家族の思いをS Cが受け止めることができた。本家庭への対応も様々な機関と連携する必要があったので、何度もケース会議を開催

し、時間をかけて調整を行うことで解決した事例である。

(4) 事例7 (中学校2年生男子生徒 主訴：虐待)

関係機関との早急な連携で、母子の安全な環境を確保した事例

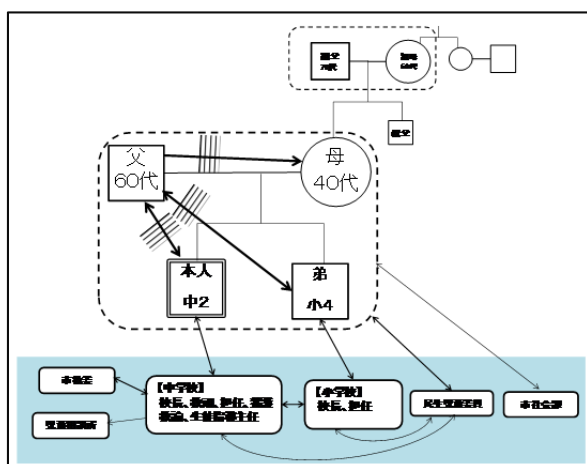


図 23 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、父母、弟の四人世帯。2学期以降欠席が目立ち、登校しても頭痛を訴え、保健室で過ごすことが多かった。父親は定年退職し、無職で生活保護を受給している。アルコール依存症で日中から飲酒し、酔って暴れることもあった。父親が夜、大きな物音を立てたり、母親を起こして用事をさせたりするために睡眠不足となり、この生活リズムの乱れが欠席の原因だと考えられた。家庭訪問した民生児童委員が、父親が本人に包丁を向けているところを目撃したことを機に、子ども2人は母親の実家に一時保護された。今後の支援について考えていくために、中学校がSSWの派遣を要請した。

家庭訪問した民生児童委員が、父親が本人に包丁を向けているところを目撃したことを機に、子ども2人は母親の実家に一時保護された。今後の支援について考えていくために、中学校がSSWの派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・アルコール依存症の父親による母子への暴力は、生命の危険も考えられ、緊急を要した。
- ・母親は父親との共依存関係が考えられ、子どもたちに適切な指導ができていない。

〔経過 (別紙事例7)〕

表 11 解決につながったポイント (事例7)

かかわる	○ケース会議において、関係機関の役割分担と支援計画を立てた。
つなぐ	○母親と面談し、避難についての説得を行った。 ○祖父母と面談し、母子の避難についての理解を求めた。
ひらく	○安全な環境を得るために離婚を勧め、一緒に弁護士事務所に相談に行き、離婚調停を行った。
みまもる	○転校先の学校からの要請でケース会議に参加し、今後の支援について共通理解を図った。

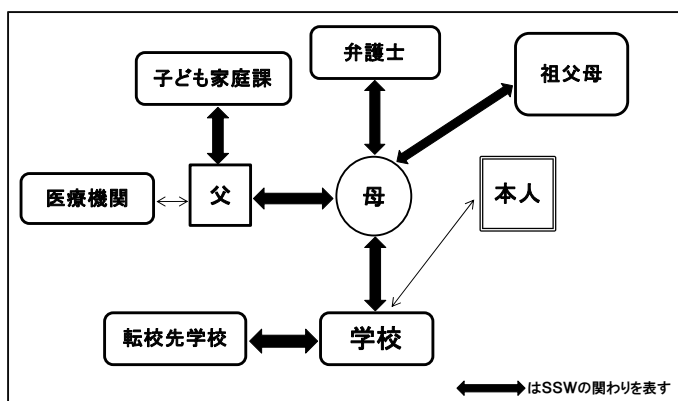


図 24 事例7の対応モデル

〔分析〕

この事例では、「つなぐ」でSSWが母親と祖父母を説得し、理解を求めることができたことが、母子の安全の確保につながった。学校が以前から民生児童委員を通して家庭の状況について把握しており、緊急の事態に直ちにケース会議を開催し、必要な関係機関と連携できたことも重要である。学校の何とかしたいという強い思いが、それ

それぞれの関係機関のモチベーションを引き出すことにつながった事例である。

(ク) 事例 8 (高等学校 1 年生男子生徒 主訴：不登校)

本人、保護者を関係機関とつなぐことで解決に至った事例

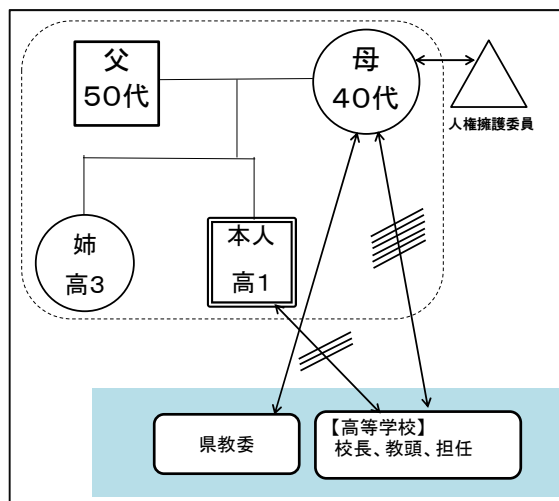


図 25 概要を示したエコマップ

〔概要〕

本人、父母、姉の四人世帯。本人は、感情のコントロールが難しい特性がある。教室内で他生徒とのトラブルを起こした際、興奮し暴れたため、教員が本人の腕をつかみ行動を制止した。翌日から、本人の欠席が続いた。母親は、「本人が一方的に教員から押さえつけられたことでショックを受け不登校になった」と教員の対応に強い不満をもっており、県教育委員会へ連絡した。県教育委員会、校長、母親との面談において、母親は「中立な第三者と話したい」と希望し、高等学校が S S W の派遣を要請した。

〔児童生徒及びその保護者が抱える課題〕

- ・ 母親は学校の対応に不満があり、面談を重ねたが、納得するには至っていない。
- ・ 母親は姉のことで学校の体制や教員の生徒対応全般へ不信感を抱いている。
- ・ 本人は感情のコントロールをすることが難しく、本人に向き合って話を聞く人がいない。

〔経過 (別紙事例 8)〕

表 12 解決につながったポイント (事例 8)

かかわる	○関係者間での話し合いでは母親の納得が得られなかったため、学校が S S W を要請し、要請を受けた S S W が学校から聞き取りを行った。
つなぐ	○母親からすぐに話を聞くとともに、相談できる機関を紹介した。
ひらく	○ S S W、相談機関の介入により母親は落ち着き、冷静に話し合いを進められるようになった。
みまもる	○相談機関への相談を継続しながら、本人、母親の安定を図った。

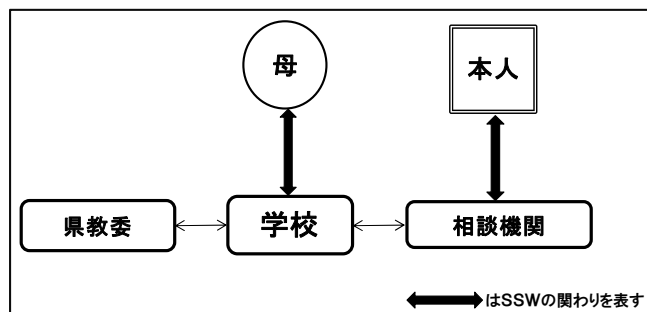


図 26 事例 8 の対応モデル

〔分析〕

この事例では S S W が中立な立場で母親と学校を仲介することが課題の解決につながった。「つなぐ」で S S W がすぐに母親と面談することができたのは、学校が事前に S S W の役割を伝えていたことがポイントであった。 S S W がどのような役割をするのか保護者に伝わっていない

場合が多い。保護者に対して S S W の役割や活用について伝え、相談できる体制づくりが必要である。

(ケ) 事例 9 (高等学校 2 年生 女子 生徒 主訴：いじめ 対応 への 不満)

学校と保護者との間に第三者として介入し調整を図ることで解決に至った事例

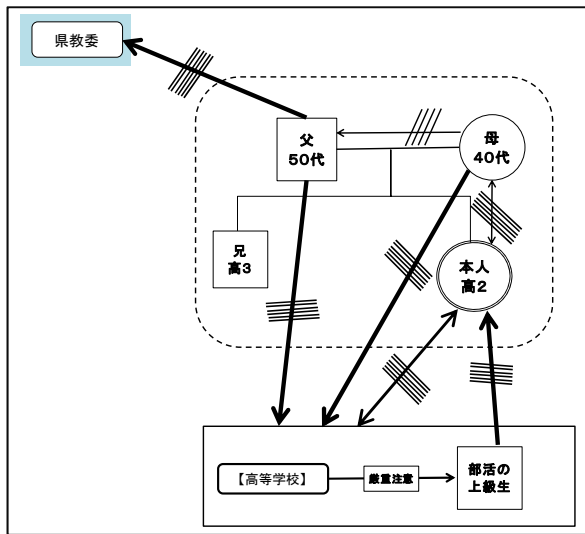


図 27 概要を示したエコマップ

【概要】

本人、父母、兄の四人世帯。部活動内で上級生からのいじめを受け、本人は怪我をした。父母は学校に抗議し、学校は加害生徒を厳重注意としたが、その後もいじめは続き、本人は部活動を退部した。退部後は問題行動等を繰り返すようになり、欠席が多くなった。本人の状況から、学校の対応に対する父親の不満が大きくなっていき、学校や県教育委員会へ抗議の電話を再三かけるなど行動がエスカレートしていった。対応していた教員が疲弊し、第三者の介入が必要であったため、学校が S S W の派遣を要請した。

【児童生徒及びその保護者が抱える課題】

- ・ 父母は学校のいじめへの対応に不満を募らせている。
- ・ 本人への対応に苦慮した母親は精神的に不安定になっている。

【経過 (別紙事例 9)】

表 13 解決につながったポイント (事例 9)

かかわる	○学校からの要請ですぐに学校を訪問し、聞き取りを行った。
つなぐ	○父母との面談を実施、S S Wを交えて学校と話をすることを父母に提案した。
ひらく	○学校、父母との話し合いを継続して行い、それぞれの思いや希望を伝え合った。
みまもる	○母親の不安解消のため心療内科への受診を勧めた。受診により、母親は安定した。

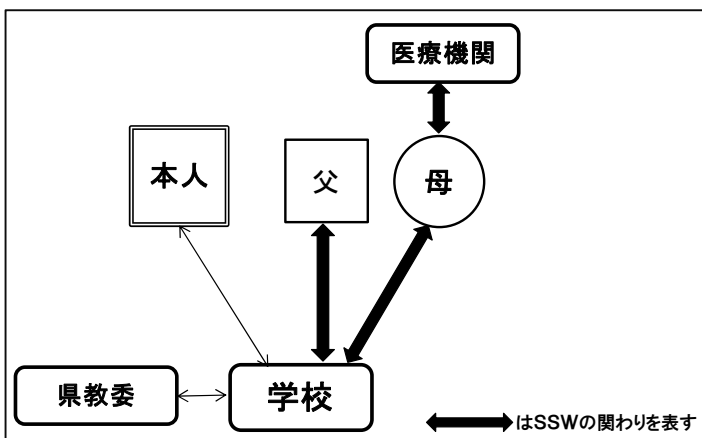


図 28 事例 9 の対応モデル

【分析】

この事例も事例 8 と同じように S S W が学校と父母の仲介役として中立な立場で両者に関わったことが課題の解決につながった。S S W は学校・家庭・関係機関とのネットワーク構築だけでなく、学校と保護者の関係の再構築の役割も果たすことができる。学校が再構築された関係を生かし、父母の思いを受け取った上で速やかな対応を行ったことにより、事態が落ち着いた事例である。

で速やかな対応を行ったことにより、事態が落ち着いた事例である。

(㉓) 事例 10 (高等学校 2 年生 男子 生徒 主訴：虐待)

父親の経済的な困窮を支援することで解決に至った事例

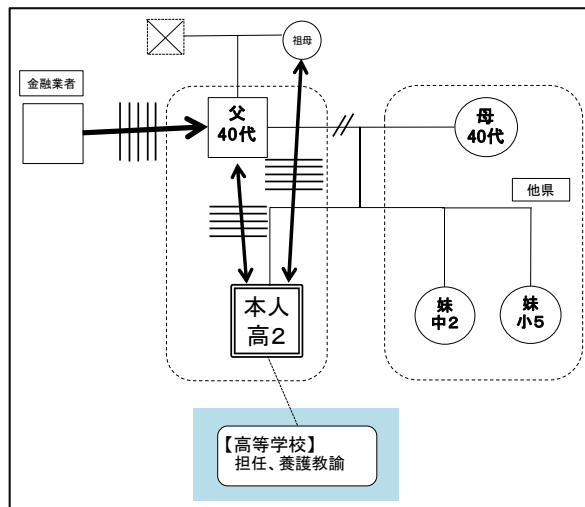


図 29 概要を示したエコマップ

【概要】

本人、父親の二世帯。両親は父親の借金のため離婚し、母親は妹を連れて転居した。父親は本人を連れて転居し、福祉的な援助は全く受けていなかった。本人が体調を崩しても、病院に行かせなかったり、本人に家事をすべてさせたりするなど、虐待が疑われ、父子関係は非常に悪い状況であった。また、本人は祖母に対して反抗的で祖母との関係もよくなかった。本人は体調不良を理由にほとんど登校しておらず、父親とも連絡が取れなくなったことで学校が S S W の派遣を要請した。

【児童生徒及びその保護者が抱える課題】

- ・ 借金があるため経済的に困窮していることに加え、父親が医療や福祉的援助を拒絶している。
- ・ ネグレクトなど父親から本人への虐待が疑われる。
- ・ 父親は、これまで学校に呼び出され指導されるという経験が多く、学校との信頼関係を築けない状況にある。

【経過 (別紙事例10)】

表 14 解決につながったポイント (事例 10)

かかわる	○校内ケース会議後すぐに、学校を通して本人、父親と連絡を取り、父子の状況を正確に把握することができた。
つなぐ	○父親、祖母と学校が話し合える環境を整えた。 ○父子を必要な専門機関、関係機関につないだ。
ひらく	○福祉的な手続きや、経済的な手続きに同行し、父親を支援した。本人は通院を開始し、症状が改善した。経済的な困窮も改善された。
みまもる	○継続的に連絡を取り、本家庭の状況を見守っている。

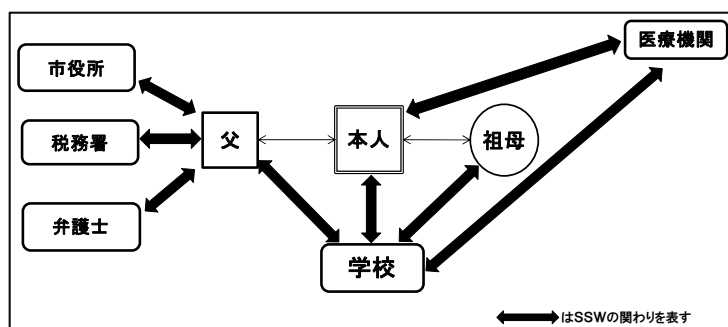


図 30 事例 10 の対応モデル

【分析】

この事例では、S S W が学校と連携して、経済的な困窮の改善と、父親の精神的な安定及び本人の身体面のサポートを行ったことで好転した。「かかわる」で、学校が S S W の役割を父親に説明し、理解を得たことで、S S W と父親の信頼関係を早くに築くことができたことがポイントである。S S W が働き掛けることによってつながった医療機関との連携を学校が本人の支援に生かすことができたことで、改善された事例である。

(2) 事例の考察

それぞれの事例で解決につながったポイントを整理していくと、S S Wが関わって早期に解決した事例においては、以下に示すような学校の主体的な取組が見られた。

ア 教職員間の情報共有

管理職をはじめ、全教職員が事案についての情報を共有し、課題解決に向けての問題点を把握している。

イ 地域の関係機関との連携

課題の解決に向けて、地域の関係機関とすでに連絡を取り合っている。

ウ 児童生徒の理解

本人や保護者など当事者から事情を聞き、家庭の状況を把握している。

エ 早い段階でのケース会議

学校主導のケース会議が早い段階で開催され、本人を取り巻く環境調整に携わる関係機関が情報を共有することができている。

オ 役割分担の明確化

ケース会議を開催し、その中で、具体的な支援計画が立てられ、どの機関がいつどのような支援を行うか、役割分担を明確にしている。

カ 関係機関の情報提供

関係機関が家庭に入りやすくするために、保護者に関係機関についての情報を提供している。

キ 保護者へのS S Wの説明

保護者に、S S Wは中立的な第三者的立場であることを伝えることで、S S Wは保護者とうまくつながることができている。

ク 支援計画の速やかな実施

ケース会議で立てた支援計画において、学校の役割を速やかに実施している。

ケ 支援の評価と改善

問題解決後にもケース会議等を開催し、これまでの支援の評価と今後の支援について共通理解を図っている。

コ 信頼関係の確立

保護者、関係機関等と情報を共有することにより、信頼関係の確立を図っている。

一方、解決までに時間を要した事例においては、S S Wが「かかわる」時点で問題が深刻化しており、当事者と関係機関との調整に手間取る場合が多い。特にいじめを主訴とする事例については、加害者・被害者双方のニーズに合わせた対応の方法を探るのに時間がかかってしまい、長期化してしまう場合が多い。また、他機関との連携が必要なケースであるにもかかわらず、ケース会議の早期開催がなされず、具体的な支援が遅れてしまうと、解決に時間を要することが多い。

3 S S W活用マニュアルの作成

S S Wを活用するには、市町立の学校は市町教育委員会を通して市町配置のS S Wに、県立学校や私立学校は、子どもと親のサポートセンターに要請することになる。問題が発生した際に、

学校が主体性をもちながらS S Wを活用するために、参考となるマニュアルを作成した。要請のタイミングや要請後の学校としての対応の在り方を整理しており、校内での情報共有の際にも参考にしてほしい。以下にその概略を示す（S S W活用マニュアルの詳細については別冊S S W活用マニュアルを参照のこと）。

(1) S S W活用の流れ

S S Wの活用、そして問題解決に向けてどのように取り組んだらよいかの流れとして分かるようにフローチャートを作成した。

(2) ケース会議の運営手順

ケース会議は児童生徒一人ひとりが抱える問題について、本人とその環境に関する様々な情報を収集、共有するとともに、その背景や原因を分析して、そのケースの見立て（アセスメント）を行い、問題行動の背景を理解するために行う。そして、対応の目標の設定、役割分担を内容とする援助・支援計画を具体的に協議する。このようなケース会議の運営手順と留意事項についてまとめた。

(3) エコマップ（家族・社会関係図）の作成方法

エコマップは、支援を必要とする児童生徒を取り巻く家族や関係機関との関係性を図式化したものである。これを作成することにより、全体像を把握するだけでなく、支援計画を立てる際の参考資料とすることができる。

(4) S S Wチェックリスト

ケース会議を開催する際に、ケースの現状把握を行うためのチェックリストを作成した。チェックリストに挙がっているような傾向が多く見られ、学校だけで対応することが難しいと判断すればS S Wの派遣要請を行う。

(5) 関係機関との連携

児童生徒一人ひとりを支援していくために、関係機関と効果的に連携していくことは重要である。円滑な連携を図るために関係機関の役割と機能について整理した。

Ⅲ 研究のまとめ

1 研究の成果

S S Wの活用について事例を基に整理すると、困難事例の解決に向けて、次の3点が大切なポイントであることが分かった。

- ① 学校が主体性をもって取り組み、解決に向けて管理職を中心に教職員が互いに協力できる学校の組織体制をつくること。
- ② 学校だけの対応が難しいと判断したときには、速やかにS S Wの派遣を要請すること。
- ③ S S Wがコーディネートしたネットワークに対して、学校が積極的に関わろうとする姿勢で臨むこと。

この3点の根本となるのは、S S Wの役割や活用方法について全教職員が共通理解しておくこと、そして、児童生徒の状況に応じてケース会議を開催し、参加した関係機関が相互に理解し合い、信頼関係を築くことである。こうすることで、質の高い協働体制をつくることができ、組織的な支援を円滑に進め、学校が抱えている困難事例の解決を図ることが可能となる。

2 今後の課題

本研究では、課題の解決や好転の鍵は、学校の主体的で組織的な課題解決力にあることが分かった。学校がチームとして課題解決に前向きに取り組むことで、協力を求められた関係機関のモチベーションの向上につながり、連携・協働体制の質を高めることにもつながっている。平成26年8月29日に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」では、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、今後、5年間で全ての地方公共団体でS S Wを活用できるように配置し、学校と福祉が連携していく体制を整備することとしている。このように、今後はさらにS S Wの活用が進められるようになる中で、今回の研究成果を踏まえた支援実例を積み重ねていくことを通して、本研究の普及とブラッシュアップを図っていきたいと考える。

【引用文献】

- * 1 文部科学省、『平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』、2013

【参考文献】

- ・文部科学省、『生徒指導提要』、2010
- ・文部科学省、国立教育政策研究所、生徒指導センター『生徒指導資料第1集 生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導』、2009
- ・文部科学省、国立教育政策研究所、生徒指導研究センター『生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との連携－学校を支える日々の連携－』、2011
- ・内閣府、『子どもの貧困対策に関する大綱』、2014
- ・山口県教育委員会、『平成25年度山口県教育推進の手引き』、2013
- ・山口県教育委員会、『スクールソーシャルワーカー（S S W）実践事例集』、2012
- ・山口県教育委員会、『山口県教育推進の手引き』、2014
- ・山口県健康福祉部、『みんなでネットワークー子ども虐待防止にかかわる援助関係者の連携マニュアル（三訂版）』、2011
- ・門田光司・鈴木庸裕編著、『学校ソーシャルワーク演習 実践のための手引き』、ミネルヴァ書房、2010

担当者（やまぐち総合教育支援センター）

ふれあい教育センター・子どもと親のサポートセンター			
部	長	藤	村 寿
主	査	田	辺 靖 啓
主	査	榎	本 丈 二
研究指導主事		江	本 あけみ
研究指導主事		宮	本 剛
研究指導主事		丸	山 敦 子
研究指導主事		久	保 晶 子
研究指導主事		戸	坂 由紀子
研究指導主事		富	田 寛
研究指導主事		村	岡 健 二
研究指導主事		西	村 美 紀